

けんぽニュース



2023
健康経営優良法人
Health and productivity

1. 被扶養者確認調書について

9月のけんぽニュースでお知らせいたしましたとおり、本年の「被扶養者確認調書」はマイナポータルにおける情報連携にて被扶養者全員ではなく、詳細確認が必要な方にのみ調査を実施し事業主様、ご担当者様の事務的軽減を図ることといたしました。

しかしながら先般9月27日に政府より「年収の壁・支援強化パッケージ」が示され、9月末日に厚生労働省より、正式に同内容の詳細を記載した通知が健康保険組合に届いたため、今月送付に向けて準備中でありました「被扶養者確認調書」において、先の通知に対応すべく一部様式等を変更せざるを得なくなりました。

つきましては、再々の延期で誠に遺憾ではございますが、本年の「被扶養者確認調書」の送付を来月11月初旬にさせていただくことといたします。

事業主様、ご担当者様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解の程よろしくお願いいたします。

2. 住所変更届が新しくなりました。

これまで、従業員の方が転居された場合などにご提出いただいております「住所変更届」の仕様を変更いたしました。

健保組合ではこれまで様々な通知を送付するため【現住所】の記載のみをお願いしてきましたが、マイナポータルへの更に正しい情報連携のため、「**取得届**」や「**被扶養者異動届**」、「**住所変更届**」には【**現住所**】と【**住民票住所**】が異なる場合は必ず両方の住所の記載をお願いいたします。

新様式の「住所変更届」を添付いたしましたので、次回よりこちらをご利用ください。用紙は当組合のホームページからダウンロードも可能です。

また、現時点で【現住所】と【住民票住所】が異なる方がいらっしゃいましたら、本届でお知らせくださいますよう、お願いいたします。

住所についてはこれまでは健康保険組合に取得管理の義務はありませんでしたが、近く厚生労働省より健康保険組合に「個人の住民票住所の取得管理」を義務付ける省令が発出される見込みです。マイナポータルにおいては「住民票住所」は重要な本人確認項目になります。

今後も事業主様、ご担当者様には大変お手数ですが従業員の方の本人のみでなくご家族の転居に際しても「住所変更届」が必須である旨ご理解いただきまして、皆様に周知徹底くださいますようお願いいたします。



現在ウォーキングイベント「にゃんたハッケヨイ」が開催中です。多くの皆さまにエントリーいただきました。ありがとうございました。10月末まで開催しておりますのでランキング上位を目指してがんばりましょう！ 11月は「日々の記録チャレンジ」です。歩数と体重の記録をして、何かと食べる機会の多くなる年末前に引き締めておきましょう！